

2019年2月5日

各 位

会 社 名 ダイコー通産株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 河 田 晃  
(コード番号：7673 東証市場第2部)  
問 合 せ 先 取締役管理部長 白 井 充  
( TEL. 089-923-2288)

## 募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2019年2月5日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所市場第2部への上場に伴う募集株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

### 記

#### 1. 公募による募集株式発行の件

- (1) 募 集 株 式 の 数 当社普通株式 160,000 株
- (2) 募集株式の払込金額 未定 (2019年2月20日の取締役会で決定する。)
- (3) 払 込 期 日 2019年3月11日 (月曜日)
- (4) 増加する資本金及び  
資 本 準 備 金  
に 関 する 事 項 増加する資本金の額は、2019年3月1日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (5) 募 集 方 法 発行価格での一般募集とし、野村証券株式会社、SMB C日興証券株式会社、みずほ証券株式会社、大和証券株式会社、岡三証券株式会社及び株式会社SBI証券を引受人として、全株式を引受価額で買取引受させる。引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。
- (6) 発 行 価 格 未定 (募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、2019年3月1日に決定する。)
- (7) 申 込 期 間 2019年3月4日 (月曜日) から  
2019年3月7日 (木曜日) まで
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 株 式 受 渡 期 日 2019年3月12日 (火曜日)
- (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (11) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

(1) 売出株式の種類及び数	当社普通株式	382,400 株
(2) 売出人及び売出株式数	千葉県市川市	
	栗栖 正治	39,100 株
	愛媛県松山市	
	麓 譲	22,300 株
	愛媛県松山市	
	上田 剛士	21,400 株
	千葉県浦安市入船1丁目5番2号	
	株式会社フジデン	20,000 株
	大阪府東大阪市	
	藤原 シミ子	18,400 株
	大阪府八尾市	
	中野 白	18,400 株
	大阪府東大阪市	
	宮原 吏	18,400 株
	大阪府大阪市淀川区	
	井上 健太郎	17,200 株
	千葉県船橋市	
	井澤 尚子	15,100 株
	大阪府吹田市	
	菅 恵子	14,300 株
	兵庫県尼崎市	
	岩城 喜一郎	13,200 株
	広島県広島市中区	
	村上 武司	12,300 株
	愛媛県松山市	
	松永 州洋	12,100 株
	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	
	株式会社三井住友銀行	12,000 株
	京都府京都市伏見区	
	生田 剛	10,100 株
	神奈川県横浜市戸塚区	
	小谷 幸恵	10,000 株
	福岡県福岡市博多区	
	永島 正春	10,000 株

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(2) 売出人及び売出株式数	広島県三原市	
	竹則 辰秋	8,500 株
	愛媛県松山市	
	西村 晃	8,100 株
	岡山県赤磐市	
	長尾 直樹	8,100 株
	大阪府茨木市	
	小島 孝司	8,000 株
	大阪府守口市	
	本多 昭文	7,900 株
	東京都葛飾区	
	吉田 光太郎	7,400 株
	愛媛県松山市	
	原田 和宏	7,200 株
	大阪府大阪市都島区	
	河田 正春	7,100 株
	愛媛県松山市	
	松岡 義憲	6,500 株
	大阪府大阪市西区	
	清川 純一	6,300 株
	大阪府河内長野市	
	西端 一男	6,200 株
	千葉県千葉市美浜区	
	玉井 恵美	5,000 株
	兵庫県明石市	
	小島 和枝	3,000 株
	愛媛県松山市	
	高本 克哉	2,200 株
	福岡県北九州市小倉北区	
	河田 邦子	2,000 株
	愛媛県松山市	
	小崎 一夫	2,000 株
	石川県野々市市	
	村田 賢治	1,100 株
	大阪府大阪市北区	
	岡野 拓哉	1,000 株

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (2) 売出人及び売出株式数 千葉県千葉市美浜区  
島津 理奈 500 株
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しとし、野村証券株式会社が引受人となり、全株式を引受価額で買取引受する。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記 1. における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記 1. における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記 1. における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記 1. における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記 1. の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

### 3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 81,300 株（上限）
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号  
野村証券株式会社 81,300 株（上限）
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しである。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記 1. における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記 1. における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記 1. における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記 1. における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記 1. の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

### 4. 第三者割当増資による募集株式発行の件

- (1) 募 集 株 式 の 数 当社普通株式 81,300 株
- (2) 募集株式の払込金額 未定（上記 1. における払込金額と同一とする。）
- (3) 申 込 期 日 2019 年 4 月 8 日（月曜日）
- (4) 払 込 期 日 2019 年 4 月 9 日（火曜日）
- (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、2019 年 3 月 1 日に決定される予定の割当価格を基礎として、会社計算規則第 14 条第 1 項に基づき算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 割 当 方 法 割当価格で野村証券株式会社に割当てる。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。
- (7) 割 当 価 格 未定（上記 1. における引受価額と同一とする。）
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (11) 上記3. に記載のオーバーアロットメントによる株式売出しが中止となる場合、本第三者割当増資も中止する。

#### 5. 親引けの件

上記1. の公募による募集株式発行に当たり、当社は、野村証券株式会社に対し、引受株式数のうち、15,000株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請する予定であります。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

### 【ご参考】

#### 1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

##### (1) 募集株式の数及び売出株式数

- |          |      |   |
|----------|------|---|
| ① 募集株式の数 | 普通株式 | 160,000株  |
| ② 売出株式数  | 普通株式 | 引受人の買取引受による売出し 382,400株<br>オーバーアロットメントによる売出し 81,300株<br>(※) |

- (2) 需要の申告期間 2019年2月22日（金曜日）から  
2019年2月28日（木曜日）まで

- (3) 価格決定日 2019年3月1日（金曜日）  
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)

- (4) 募集・売出期間 2019年3月4日（月曜日）から  
2019年3月7日（木曜日）まで

- (5) 払込期日 2019年3月11日（月曜日）

- (6) 株式受渡期日 2019年3月12日（火曜日）

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、野村証券株式会社が当社株主である河田晃（以下、「貸株人」という。）から借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2019年2月5日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式81,300株の第三者割当増資（以下、「本件第三者割当増資」という。）の決議を行っております。

また、野村証券株式会社は、2019年3月12日から2019年4月2日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限（上限株式数）とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

野村証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

## 2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	2,425,090株
公募による増加株式数	160,000株
第三者割当増資による増加株式数	81,300株（最大）
増加後の発行済株式総数	2,666,390株（最大）

## 3. 増資資金の使途

今回の公募による募集株式発行における手取概算額217,480千円（\*）は、第三者割当増資による募集株式発行における手取概算額113,555千円（\*）と合わせて、全額を東日本ブロックの東京営業所及び東京物流センター拡充のための設備資金として充当する予定であります。

具体的には、東日本ブロックの東京営業所及び東京物流センター設備資金の土地取得資金の一部として、2020年5月期に全額を充当する予定であります。

\*有価証券届出書提出時における想定発行価格1,510円を基礎として算出した見込額であります。

## 4. 株主への利益配分

### (1) 利益配分の基本方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営施策と認識しております。日常の事業運営に必要な運転資金と将来の事業展開のための内部留保を確保し、健全な財務体質を維持しつつ、配当性向30%程度を目標とし、経営環境を勘案した積極的な配当を行ってまいります。

### (2) 内部留保資金の使途

内部留保金の使途につきましては、今後の事業展開への設備投資資金として投入していくこととしております。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

### (3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

当社は、剰余金の配当を行う場合は、年1回の期末配当を基本としておりますが、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行なうことができる旨を定款に定めております。積極的に株主への利益還元を実施いたしたいと考えておりますが、現時点においては、具体的内容について決定しておりません。

### (4) 過去の3決算期間の配当状況

	2016年5月期	2017年5月期	2018年5月期
1株当たり当期純利益	310.22円	158.52円	166.06円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	90.00円 (—円)	90.00円 (—円)	100.00円 (—円)
実績配当性向	29.0%	28.4%	30.1%
自己資本当期純利益率	8.7%	8.4%	8.3%
純資産配当率	2.6%	2.3%	2.4%

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本(期首・期末の平均)で除した数値であり、純資産配当率は配当総額を純資産(期首・期末の平均)で除した数値であります。
3. 当社は、2018年10月23日付で株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、2017年5月期の期首に当該分割が行われたものと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
4. 上記3.の株式分割に関連して、東京証券取引所自主規制法人(現日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、2016年5月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、2016年5月期の数値(1株当たり配当額については全ての数値)については、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

	2016年5月期	2017年5月期	2018年5月期
1株当たり当期純利益	155.11円	158.52円	166.06円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	45.00円 (—円)	45.00円 (—円)	50.00円 (—円)

### 5. ロックアップについて

上記1.の公募による募集株式発行並びに上記2.の引受人の買取引受による株式売出しに関連して、貸株人である河田晃並びに売出人である西村晃、河田正春、小谷幸恵、岡野拓哉及び高本克哉並びに当社株主である株式会社ディー・ケー・コーポレーション、河田充、河田すみ子、白井充、兵頭誠治、岡田保、玉井清二及び前田照雄は、野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後90日目の2019年6月9日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等(ただし、上記2.の引受人の買取引受による株式売出し、上記3.のオーバーアロットメントによる株式売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。)を行わない旨合意しております。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、売出人である麓譲、生田剛、竹則辰秋、本多昭文、小島和枝及び河田邦子並びに当社株主である東京センチュリー株式会社、東神電気株式会社、株式会社高知銀行及び中央電機工業株式会社は、野村証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後 90 日目の 2019 年 6 月 9 日までの期間中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、上記 2. の引受人の買取引受による株式売出し及びその売却価格が発行価格の 1.5 倍以上であって、野村証券株式会社を通して行う売却等は除く。）を行わない旨合意しております。

当社株主であるダイコー従業員持株会は、野村証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後 180 日目の 2019 年 9 月 7 日までの期間中は野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

加えて、当社は野村証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後 180 日目の 2019 年 9 月 7 日までの期間中は野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、上記 1. の公募による募集株式発行、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及び上記 3. のオーバーアロットメントによる株式売出しに関連し、2019 年 2 月 5 日開催の当社取締役会において決議された野村証券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合であっても、野村証券株式会社はその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

## 6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当などを約束するものでなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。